

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号：24地福第3-3号)
訪問調査 実施日：平成25年9月3日(火)

②事業者情報

名称：(法人名)刈谷市(株式会社トットメイト) (施設名)刈谷市立 あおば保育園	種別：(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名：(園長)都築 弥生	定員(利用人数)：120名
所在地：〒448-0034 愛知県刈谷市神明町3-501	TEL：0566-22-1235

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆職員のチームワーク まだ経験の浅い管理者(園長)ではあるが、職員と一体となって保育にあたり、チームワークのある職員体制を構築している。職員の意見や要望を丁寧に聞いて、それを保育サービスの現場に落とし込んでいる。保護者からの意見や各クラスごとの課題等も職員会議で取り上げており、職員間に十分な周知が図られていることから、円滑な園運営が可能となっている。</p> <p>◆地域の保育ニーズに合致した事業運営 園独自に地域の保育ニーズを収集しようとの取り組みは浅いが、市・子ども課からの情報や園長会での情報交換を通して地域のニーズを把握しており、幅広い事業展開につなげている。0歳児からの乳児保育、一時保育、休日・祝日保育に加え、朝夕の延長保育は、朝は7時から、夜は20時までと長時間にわたっており、地域で働く若い共稼ぎ世帯にとっての大きな支えとなっている。</p> <p>◆開放的な保育環境 園の建物は新しく、保育室だけではなく、園舎全体に空調設備がいきわたっており、快適な室温、湿度を保っている。部屋の出入口はすべて引き戸になっており、2階にある幼児クラスの部屋は常にオープンである。同年齢の隣のクラスとの交流も容易にでき、広い廊下では異年齢の子どもが関われる環境が整っている。園を訪れる度に、あちこちから子どもたちの屈託のない元気な挨拶が飛んでくる。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆小学校との連携体制の構築 卒園後の子どもたちの進路である小学校との連携が薄い。園にとって、卒園した子ども達が小学校でどのような生活をしているかを観察・把握しておくことは、現在の保育を見直すための有効な材料となろう。また、小学校にとっても、園を訪問して近い将来受け入れする子ども達の状況を把握しておくことは肝要であろう。それぞれが担当を決め、卒園した小学生を園に招いて子どもたちと交流させたり、園と小学校の職員が相互に訪問して意見交換や情報交換を行ったり、合同研修を組むことも可能であろう。積極的な連携体制の構築が望まれる。</p> <p>◆転園、移行に対応するシステムの構築 転園や退所する利用者はほとんどいないのが現状ではあるが、保育の継続性を担保して円滑な移行を可能にするためにも、明確なシステムの構築は必要と思われる。他園への移行や変更等を想定して、対応する手順を定め、様式(引き継ぎ書)を標準化する等の取り組みに期待したい。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

市の直接運営から指定管理者としての弊社の運営に変わり、5年目を迎え第三者評価を受診することとなった。指定管理者に運営が変わり、職員もまた保育内容も一変し、保護者も子どもたちも、大きな不安や戸惑いもあった中で、最初はなかなかうまくいかないことが多々あったことも事実である。そんな中、2年前に園長の交代もあり、その後は職員一丸となって、再スタートをきることとなった。

今回の結果は、そんな中での職員一丸の努力の結果が表れていると感じている。まだまだ改善し直していかなければいけないことも多々あるが、ここまで評価いただけたことをまずは職員と共に喜び、次なる意欲向上につなげていきたいと思う。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

市の「次世代育成支援行動計画(後期)」(平成22年策定)に沿い、法人の理念や園独自の理念、基本方針に展開している。
職員に対する周知は十分であり、職員からも「理念を意識した保育の実践」の声を聞くことができた。ただ、保護者への周知、理解に関しては不十分な面が見られ、入園・進級式での説明と比較すると、途中入園時の取り組みが希薄になっていることは否めない。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

市からの委託契約による事業であるため、中・長期計画や単年度の事業計画(「入園のしおり」、「経営案」)そのものに独自性を持たせることが難しく、市の意向に沿った運営が行われている。
園長の管理者経験が短いため、職員の間にもそれを補おうとの協力体制が見られる。事業計画の作成に関しても、職員の合議で計画の内容を詰めており、職員への周知も図られている。保護者に関しては、理念や基本方針同様、保護者個々の意識に差が見られ、十分な周知が図られているとは言い難い状況である。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園長自らの役割と責任の所在を明らかにするだけでなく、職員に対しても「係」を与えて、その任に見合った責任を分担させている。この施策が徐々に効果を発揮してきており、職員の責任感の醸成に一役買っている。「保育所保育指針」をはじめ、「刈谷市次世代育成支援行動計画(後期)」、「児童虐待防止法」、「個人情報保護法」等々、園運営に関する関連法規は多いが、全職員が均一的な知識を持ちうるべき取り組みは行われていない。
園の経営面では本部機能に頼る部分が多く、市との意見調整や会議出席も法人代表が担当することが多い。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

事業経営に関しての情報収集やそれらの分析は、法人代表及び本部機能が担当しており、園(管理者)の関与度は薄い。
母体の企業との連結が図られており、本部からの財務・会計面での指導があるだけでなく、外部の公認会計士によるチェックも受けている。この監査によって、財務・会計面での透明性は担保されているが、サービス面での事業運営の透明性を図るためにも、今後定期的な第三者評価の受審が望まれる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

将来的な必要人材に関する中・長期的な計画を持たず、具体的なプランは明確になっていない。人事考課制度として、職員による27項目の「自己査定」を行い、それをたたき台として直属の上司と園長が職員と面談を行っている。
 法人の年間研修計画(「トット社員教育体制」)に従って、職員個々の研修参加を明確にしている。研修終了後には、「トットメイト研修報告書」が提出され、評価・見直しが行われている。
 実習生の受入れに関しては、マニュアルの整備が急務であり、受入れ終了時の反省会での評価や改善点等の記録の作成も期待される。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市から「保健の手引き」が配布されており、不足部分を法人の「保育マニュアル」で補完している。「入園のしおり」には、感染症に対する注意事項、台風や地震災害時の対応等が、大きくページを割いて保護者に分かりやすく記述されている。
 クラスごとに「安全チェック表」があり、園庭の遊具の点検記録として、「施設用具の安全チェック結果報告書」として記録が残されている。
 帰園中の事故例(骨折)の報告はあるが、園での保育中に大きな事故は起きていない。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	a ・ Ⓑ ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	a ・ Ⓑ ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ Ⓑ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ b ・ c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ② ・ c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

行事ごとに地域の関係者を招待し、中・高生の体験学習を受け入れ、園の行事にはボランティアの参加もある。地域の農家から土地を借りて野菜の栽培も行ってはいるが、専門性のある園の機能を地域に還元するような双方向の交流への発展性には乏しい。

園独自に地域の保育ニーズを把握する取り組みには至っていないが、市内保育園の園長会や市・子ども課から情報を得て、地域ニーズにマッチした事業の展開を図っている。他の公立園にはない一時保育、延長保育、休日・祝日保育が実施されており、働く親にとっての大きな力となっている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ ② ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ② ・ c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

職員の心構え、社会人としての心構えなど、規程やマニュアルを全職員に配布し、会議によって再確認を行うことにより職員間の共通理解を得られるようにしている。

年2回行われる保護者との懇談会以外にも、個人の連絡ノートの利用や園長が登降園時間に玄関の前に立つなど、保護者からの意見や要望を聞きやすい環境になっており、迅速に対応ができるようになってきている。「保護者アンケート」の結果の検討会議に保護者の参加を加えることや、苦情、要望等を適切に利用者へフィードバックすること等、今後の課題も明確になっている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ② ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

自己評価表を使って、職員個々の支援を組織的に査定するシステムが整っている。そこで出た課題に対しては、園内で行われる全体会議などで改善策や改善計画を立て、組織全体で取り組んでいる。ただし、改善計画に優先順位をつけたり、期限や責任者を明確にする計画表に落とし込んで取り組む等の仕組みはない。

保護者参観や保護者アンケートを実施し、保護者からの意見や要望に対しては保護者にフィードバックするだけでなく、会議などで全職員が周知するようにしている。「個人情報取扱規程」があり、情報の外部流出を防ぐために、子どもの個々の情報や指導計画などはパソコンのデータとして残さず、すべて手書きで行われている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

園の概要、情報をホームページで公表し、園の見学、面接時や入園説明会の折に「入園のしおり」を用いて詳しく説明している。未就園児を対象とした保育所体験を年に12回計画しており、ここでも十分な情報提供を行っている。

転園や退所する利用者はほとんどいないが、他園への移行や変更等を想定して、それらの円滑な運用を可能とするような手順を定めたり、様式(引き継ぎ書)を標準化する等の取り組みを期待したい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

入所に当たっては、刈谷市の決められた様式を用いて、決められた手順で行われている。個人の記録についての規程があり、個人の記録はファイリングされて規定された書庫に保管されている。
 子どもの発達に合わせた指導計画が作成され、担任が自分の保育実践を振り返り、評価・反省をするだけでなく、リーダー会議によって評価と見直しを行って次の計画に活かしている。保育の記録に関しては評価、見直しのシステムができており、家庭環境の変更等があった場合にも、適切、迅速に記録の変更が可能なシステムとなっている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

部屋の出入口はすべて引き戸になっており、2階にある幼児の部屋は常にオープンである。隣のクラスとの交流ができ、広い廊下では異年齢の子どもが関われる環境が整っている。保育室だけではなく、園舎全体に空調設備があり、快適な室温、湿度を保っている。絵本のコーナー以外にも、読み聞かせやリズム遊び(リトミック)、ピアノの指導など様々な経験ができる。
 今後の課題として、保育の中核をなす「保育課程」の策定が習慣的に流れ、職員個々が上位規程(「児童福祉法」、「保育所保育指針」等)を意識した取り組みとはなっていないこと、卒園後の進路である小学校とのパイプが細いこと等があげられる。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	非該当
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の作成した献立表を用いているが、アレルギー児に対しては、医師の診断による除去食を提供している。離乳食の子どもに対しても献立表の食材に赤で丸を付けてもらい、「食べられるもの」、「食べられないもの」を再確認し、アレルギーに対して細心の注意を払っている。夏野菜の栽培やサツマイモの栽培など、季節の食材に興味を持てるようにしている。食に関する家庭への取り組みが薄く、レシピの提供、サンプル提示、保護者を対象とした試食会等、保護者からの要望もある。健診結果を保護者に知らせるだけでなく、家庭からも治療結果をフィードバックしてもらうことで、次年度への繋がりにもなろう。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

日々の活動内容を掲示で知らせたり、乳児の場合は毎日記入をする「お便り帳」を通して園、家庭での子どもの様子を伝え合うことで保護者との情報交換ができ、幼児は「連絡帳」によって、相談できるようになっている。家庭環境や保育内容の変更等や保護者からの相談内容、対応について全体会議やリーダー会議で職員に周知している。虐待に対してもマニュアルがあり、日々の保育の中で実践している。今後の課題としては、保護者からの苦情や意見を当事者間だけの問題とせず、必要に応じて全家庭への周知を図ったり、「食」に関する保護者の意見にいかに対応していくかを検討したりすることであろう。